

■ 4条1項11号

不服 2021-013358

＜本願商標＞

フレイムクリニック（標準文字）

第44類「医業，医療情報の提供，美容，理容，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，整体，はり治療，健康診断，栄養の指導，介護，医療用機械器具の貸与，美容院用又は理髪店用の機械器具の貸与」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標 1：

第44類「医者及び患者のための呼吸器系疾患及び障害に関する医療に関する情報（臨床研究の結果を含む）の提供（訳）」 ※マドプロ

引用商標 2：
FLAME

第44類「呼吸器系の疾患及び疾病に関する医師及び患者への医療情報の提供（臨床研究結果を含む。）（※訳）」 ※マドプロ

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「フレイムクリニック」の片仮名を標準文字で表してなるところ、当該文字は、同書、同大、等間隔に外観上まとまりよく一体に表されており、その構成全体から生じる「フレイムクリニック」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中「クリニック」の文字が、「診療所」を意味する語（広辞苑 第七版）であるとしても、本願商標は、構成全体として固有の名称を表したものとして理解されると判断するのが自然である。

さらに、本願商標の構成中「フレーム」の文字部分のみが、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標の上記構成及び称呼等からすれば、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成全体をもって不可分一体のものとして認識、把握されるものとみるのが相当である。

したがって、本願商標について、その構成中の「フレーム」の文字部分を要部として抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

したがって、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「フレームクリニック」は、その構成及び称呼等からすれば、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成全体をもって不可分一体のものとして認識、把握されるものとみるのが相当であるから、「フレーム」の文字部分を要部として抽出した上で、本願商標が引用商標「FLAME」等と類似するとした原査定の判断は妥当なものとはいえない、と判断されました。

すなわち、本願商標「フレームクリニック」と引用商標「FLAME」等とは、非類似であると結論付けられました。

商標が「○○○クリニック」といった構成からなる場合、近年の判断傾向として、たとえ「クリニック」が「診療所」を意味する語であるとしても、「○○○」自体が要部になるというわけではなく、あくまで構成全体として固有の名称を表したものとして、他の商標との類否が判断されているように見受けられます。

たとえば、以前に本ページでも紹介したように、「健美クリニック」と「健美」が、同様の判断手法によって非類似とされています（不服 2021-001210）。また、ごく最近の例では、一部がロゴ化されているという点はあるものの、「PET well clinic」と「PETWELL」が、同様の判断手法によって非類似とされています（不服 2021-016101）。

ここで、これらの審決例を逆に見れば、たとえ「〇〇〇クリニック」を商標登録したとしても、「〇〇〇」の部分のみについてまではカバーできないと言えるということになる点に、注意が必要でしょう。

すなわち、「〇〇〇クリニック」を商標登録したとしても、「〇〇〇」のみの使用については、使用の安全性が確保できていない可能性があるということになります。また、使用上の問題がないとしても、「〇〇〇」について第三者に商標登録されてしまうおそれがあるということにもなります。

したがって、それらのクリニックが「〇〇〇」の部分も商標として使用するのであれば、これについても別に商標登録をしておくのが無難であると言わざるを得ません。もちろん、「〇〇〇」の部分のみを使用することはないという場合であっても、他者による商標登録を排除するために、防衛的に登録しておくということも検討の余地があるでしょう。

いずれにしても、「〇〇〇」の部分のみについても商標として使用をする予定があれば、実際にその使用を開始する前までに、すでに他者がこれについて商標登録をしていないかをチェックしておくことは重要かつ必須と言えるでしょう。

できれば、新規開院前など、「〇〇〇クリニック」の採用を検討する早い時点でしっかりと商標調査をしておくのが理想的です。この時点で他者による「〇〇〇」の商標登録が発見された場合には、将来的に余計なトラブルを呼び込まないためにも、名称を再考するというのが個人的にはお勧めです。

ところで、よく知られた英単語として「FLAME」と「FRAME」がありますが、我が国では前者を「フレイム」、後者を「フレーム」と表記することが多いように思います。普段、多くの人が当たり前のように、これらの表記を使い分けているような気がしますが、なぜなのだろうか、ふと感じた次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2022年4月21日 >